



# 戸籍証明書等を郵便で請求する方法

※郵便でご請求の場合、申請者の住民登録地以外の場所（例：職場や実家など）に送付することはできません。あらかじめご了承ください。

※お住まいの場所にもよりますが、配達日数と市役所の処理日数が必要なため、お手元に届くまでに1週間～10日程度かかります（※書類等の不備が無い場合）。日数に余裕をもってご請求ください。お急ぎの方は速達やレターパック等をご利用ください。

※ここでは、長崎県島原市における郵便請求の方法について掲載しています。

他市区町においては、必要書類や手数料額が異なる場合がありますので、ご注意ください。

**【必要書類】** 以下のものを準備し、封筒に入れてお送りください。

## ① 戸籍証明書等郵送交付申請書

- ・役所の開庁時間中（8:30～17:15）に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。不備等があった際に連絡が付かない場合は、請求書類を一旦返送しなければならず、証明書の取得が大幅に遅れてしまいます。

## ② 手数料（郵便局にて「定額小為替」を購入してください）

- ・小為替の券面には何も記入せず、「払渡票」部分は切り離さないでください。

## ③ 申請者の本人確認資料の写し

- ・住所があらかじめ印字されているものに限ります〔手書きは不可〕。  
【例】運転免許証、マイナンバーカード（※通知カードは不可）、国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、住民票、在留カードなどいずれかのもの
- ・裏面にも記載がある場合は、両面の写しを取ってください。

## ④ 返信用封筒（返信先の住所及び氏名の記入、切手の貼付）

- ・請求通数や戸籍構成人員により返送料が高くなる場合がありますので、返信用切手は少し多めに同封してください。

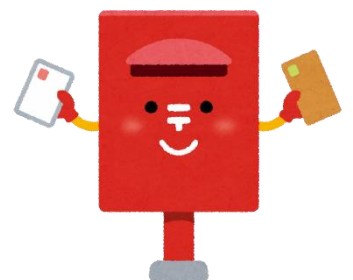
## ⑤ ①～④のほか、必要に応じて同封するもの

- ・島原市の戸籍において確認できない事項がある場合は、その内容が確認できる戸籍の写しをお送りいただくことがあります。  
（例：申請者と請求対象者との続柄がわからない場合）  
（例：島原市の戸籍から除籍となって以降、姓が変わっている場合） など
- ・委任状（本人・配偶者・直系親族以外の方が請求される場合）  
ただし身分証明書のご請求については、本人以外の方が申請される場合（※配偶者や直系親族であっても）、必ず委任状が必要です。

〒855-8555

島原市上の町五三七番地  
島原市役所  
市民窓口サービス課御中

書類不足や記載不備があると、発行が遅れます。  
ご不明な点は、事前にお尋ねください。



### ※ 注意

1. 謄本とは全部の写し、抄本とは個人の写しです。
2. 筆頭者とは、戸籍の一番に記載されている方です。  
（既婚の方は「夫または妻」 未婚の方は「父または母（分籍している場合は本人）」です。）  
なお筆頭者は、亡くなられてもそのまま筆頭者となります。
3. 島原市においては、平成11年3月27日に戸籍のコンピュータ化（改製）を行っております。

### 【 お問い合わせ先 】

〒855-8555 島原市上の町537番地  
島原市役所市民窓口サービス課 戸籍班  
電話：0957(63)1111（内線183・185）  
FAX：0957(62)2921